

## 特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会 評議員選出規程

特定非営利活動法人 日本睡眠歯科学会

### 第1条

この規程は、特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会定款第21条に基づき、評議員の選任に関し必要な事項を定める。

### 第2条

評議員の被選挙人は、本学会に入会後3年以上経過した正会員であり、かつ以下のいずれかに該当するものとする。

- 1、本学会の認定医の資格を有するもの
- 2、睡眠歯科医学に関する顕著な業績を有するもの
- 2 評議員に立候補する者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、その旨を評議員2名の推薦書類を添付し、選挙管理委員会に届け出る。
- 3 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて、評議員選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績および所信を記載する。
- 4 選挙管理委員会は、選挙を行う14日前までに評議員選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績および所信を記載した評議員候補者の選挙広報を公表する。

### 第3条

前条の評議員は正会員による秘密選挙で選任することとし、選挙管理委員会の管理の下で、別に定める選挙管理委員会規程に従って行う。

2 選挙人は、選挙が行われる年度の9月1日の時点で1年以上の会員歴があり、かつ当該年度の会費を完納している正会員である。

### 第4条

評議員の定数は会員数の15%以内であり、立候補者が定数以下の時は全員当選とし、選挙を行わない。

### 第5条

評議員の任期は、評議員選任選挙終了以降に開催される直近の定時評議員総会終了後より始まり、2年後の定時評議員総会終了時に終わる。ただし、再任を妨げない。

### 第6条

この選挙は、定時評議員総会の3か月前までに実施しなければならない。

### 第7条

この規程の改廃は理事の発議により理事会で協議のうえ、評議員会の承認を得なければならない。

平成30年12月19日制定  
令和4年10月13日改訂